

「供給約款」と「ガス小売供給約款」の対照表（都市ガス）

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>I 供給約款の適用</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この一般ガス供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>2. 供給約款の認可及び変更</p> <p>(1) この供給約款は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき東北経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同項又は同条第3項又は第6項の規定に基づき変更をしたものです。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき東北経済産業局長の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第17条第3項若しくは第6項の規定に基づき、この供給約款を変更して、東北経済産業局長に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>	<p>I この小売約款の適用</p> <p>1. 実施及び適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、このガス小売供給約款（以下「この小売約款」といいます。）によります。</p> <p>(3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社（導管部門）からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。</p> <p>2. この小売約款の変更</p> <p>(1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>(2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。</p> <p>(3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>3. 用語の定義</p> <p>— ガス工作物 —</p> <p>(7)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(17)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p>	<p>した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>— ガス工作物 —</p> <p>(7)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。</p> <p>(26)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</p> <p>① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅</p> <p>各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>イ 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p><u>(1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12（1）ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。</u></p> <p><del>（2）（1）のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。</del></p> <p>7. 承諾の義務</p> <p><u>(1) 当社は、5（1）のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、（2）又は（3）に規定する場合を除き、承諾いたします。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p>	<p>（27）「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5（1）のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p> <p>（28）「当社（導管部門）」… ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。</p> <p>II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p><u>（1）当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</u></p> <p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>（3）当社は、1 需要場所について、1 つのガス使用契約を締結いたします</p> <p>7. 承諾の義務</p> <p><u>（1）当社は、5（1）のガス使用の申し込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、（3）又は（4）の場合を除きます。</u></p> <p>（2）お客さまの資産となる3（10）の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社（導管部門）が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社（導管部門）が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社（導管部門）が実施する工事は、当社（導管部門）が</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>9. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を営業所等に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>定める契約条件によるものとします。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社（導管部門を含みます。）の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3（27）のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社（導管部門）による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16（1）の定例検針日の翌日。</p> <p>ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び37（1）の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p> <p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による解約</p> <p>① ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を営業所等に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らか</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>(4) 当社は、<u>3 6</u>の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、<u>文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</u></p> <p><u>1 0. 契約消滅後の関係</u></p> <p>(2) 当社は、9の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p> <p>II 使用の申し込み及び契約</p> <p><u>5. 使用の申し込み</u></p> <p><u>(1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）</u>、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>	<p>にガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに<u>3 6（1）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</u></p> <p>（2）他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約 お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。 当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。</p> <p>（4）当社は、<u>3 6（1）の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に1 5日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</u></p> <p><u>1 1. 契約消滅後の関係</u></p> <p>（2）<u>1 0</u>の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社（導管部門）所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p> <p>Ⅲ. ガス工事 ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款および別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。</p> <p><u>1 2 - 1. ガス工事の申し込み</u></p> <p><u>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む場合は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）にガス工事の申し込み</u></p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12（1）ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。</p> <p>（5）建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため（1）のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>— ガスメーターの決定 —</p> <p>（6）当社は、（1）の申し込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、（2）に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。</p> <p>（7）家庭用にガスを使用される場合には、（6）の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。</p> <p>（8）家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上（6）の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p> <p>Ⅲ 工事及び検査</p> <p>— ガスメーターの設置 —</p> <p>（8）当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。</p> <p>なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。</p> <p>（9）当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>をしていただきます（13（1）ただし書により当社（導管部門）が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。</p> <p>（3）建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、お客さまのため、（1）のガス工事を当社（導管部門）に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>（4）ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社（導管部門）は、（1）の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、（2）に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。</p> <p>③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと当社（導管部門）との協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p> <p>④ 当社（導管部門）は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。なお、当社（導管部門）が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。</p> <p>⑤ 当社（導管部門）は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p>



供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>— 気密試験等 —</p> <p>(5) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。</p> <p>(6) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせませす。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。</p> <p>(7) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。</p> <p>— 供給施設等の設置承諾 —</p> <p>(10) 当社は、3(10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。</p> <p>(11) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス使用契約に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。</p> <p>1 3. 工事に伴う費用の負担</p> <p>— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —</p> <p>(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとしお客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります( (4)、(6)において同じ)。</p> <p>(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、...</p>	<p>いたしません。</p> <p>— 気密試験等 —</p> <p>変更 (4) 当社(導管部門)が施工した内管及びガス栓を当社(導管部門)がお客さまに引き渡すにあたっては、当社(導管部門)はあらかじめ内管の気密試験を行います。</p> <p>変更 (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社(導管部門)が必要と認めた場合には、当社(導管部門)が内管の気密試験を行うことがあります。</p> <p>変更 (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、当社(導管部門)、補修が完了するまで当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。</p> <p>— 供給施設等の設置承諾 —</p> <p>変更 (7) 当社(導管部門)は、3(10)の境界線内において、お客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用いたします。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社(導管部門)は責任を負いません。</p> <p>追加 (8) 当社(導管部門)が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまに私道所有者等からの承諾を得ていただきます。</p> <p>変更 (9) 当社(導管部門)は、当社(導管部門)又は承諾工事人が供給施設を設置した場合、門口等3(10)の境界線内に当社(導管部門)所定の標識を掲げさせていただきます。</p> <p>変更 1 4 - 1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>変更 — 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>変更 (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社(導管部門)が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、当社(導管部門)はその旨の表示を付すことがあります( (4) (6) (8)において同じ。 )。</p> <p>変更 (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、当社(導管部門)が、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、...</p> <p>追加 (8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置させていただきます。</p> <p>追加 (9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p>	<p>— 気密試験等 —</p> <p>(4) 当社(導管部門)が施工した内管及びガス栓を当社(導管部門)がお客さまに引き渡すにあたっては、当社(導管部門)はあらかじめ内管の気密試験を行います。</p> <p>(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社(導管部門)が必要と認めた場合には、当社(導管部門)が内管の気密試験を行うことがあります。</p> <p>(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、当社(導管部門)、補修が完了するまで当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。</p> <p>— 供給施設等の設置承諾 —</p> <p>(7) 当社(導管部門)は、3(10)の境界線内において、お客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用いたします。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社(導管部門)は責任を負いません。</p> <p>(8) 当社(導管部門)が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまに私道所有者等からの承諾を得ていただきます。</p> <p>(9) 当社(導管部門)は、当社(導管部門)又は承諾工事人が供給施設を設置した場合、門口等3(10)の境界線内に当社(導管部門)所定の標識を掲げさせていただきます。</p> <p>1 4 - 1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社(導管部門)が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、当社(導管部門)はその旨の表示を付すことがあります( (4) (6) (8)において同じ。 )。</p> <p>(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、当社(導管部門)が、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、...</p> <p>(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置させていただきます。</p> <p>(9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p>



供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>(8) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税相当額を加えたもの）といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。</p> <p>ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p>	変更	<p>(10) ガスメーターは当社（導管部門）所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）は、お客さまに負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社（導管部門）の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。</p>
<p>(9) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。・・・</p>	変更	<p>(11) 供給管は当社（導管部門）の所有とし、これに要する工事費は、当社（導管部門）が負担いたします。・・・</p>
<p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p>	変更	<p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p>
<p>(19) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p>	変更	<p>(12) 当社（導管部門）は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p>
<p>① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除きます。)には・・・</p>	変更	<p>① 当社（導管部門）は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除きます。)には・・・</p>
<p>② 当社は、当社が別に定めた・・・</p>	変更	<p>② 当社（導管部門）は、当社（導管部門）が別に定めた・・・</p>
<p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは・・・</p>	変更	<p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは・・・</p>
<p>イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合する・・・</p>	変更	<p>イ ガス事業法令及び当社（導管部門）の定める材料、設計、施工基準に適合する・・・</p>
<p>ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する・・・</p>	変更	<p>ロ 当社（導管部門）が指定する講習を修了した者により、当社（導管部門）が指定する・・・</p>
<p>— 修繕費の負担 —</p>	変更	<p>— 修繕費の負担 —</p>
<p>(20) ...当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。</p>	追加	<p>(13) ...当社（導管部門）所有の供給施設の修繕費は当社（導管部門）が負担することを原則といたします。</p>
<p>— 工事負担金 —</p>	追加	<p>1 4 - 2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担</p> <p>— 工事負担金 —</p>
<p>(10) 本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。</p>	変更	<p>(1) 本支管及び整圧器（1 4 - 1 (6)の整圧器を除きます。）は当社（導管部門）の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。なお、当社（導管部門）が設置した本支管及び整圧器（1 4 - 1 (6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受けるためにも使用いたします。</p>
<p>② ...別表第1-1の地域は別表第2-1、別表第1-2の地域は別表第2-2の当社の負担額を超えるときは、その差額</p>	変更	<p>② ...別表第1-1の地域は別表第2-1、別表第1-2の地域は別表第2-2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p>
<p>③ ...別表第1-1の地域は別表第2-1、別表第1-2の地域は別表第2-2の当社の負担額を超えるときは、その差額</p>	変更	<p>③ ...別表第1-1の地域は別表第2-1、別表第1-2の地域は別表第2-2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p>
<p>— 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —</p>	変更	<p>— 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —</p>
<p>(11) 複数のお客さまからガス使用又はガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することがで</p>	変更	<p>(2) 複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社（導管部門）が同時に設計及び見積もりを行い、工事を</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>きるときには、<u>お客さまと協議のうえ</u>、1つの工事として取り扱うことがあります。</p> <p><u>(12)</u> <u>(11)</u>の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第1-1の供給区域は別表第2-1、別表第1-2の供給区域は別表第2-2の当社の負担額の合計額・・・</p> <p><u>(13)</u> <u>(11)</u>の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。</p> <p><u>(14)</u> 複数のお客さまから共同してガス使用又はガス工事の申し込みをいただいたことに伴い<u>延長工事</u>又は<u>入取替工事</u>を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。</p> <p><u>(15)</u> <u>(14)</u>の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第1-1の供給区域は別表第2-1、別表第1-2の供給区域は別表第2-2の当社の負担額の合計額を超えるときは・・・</p> <p><u>(16)</u> 建築事業者等から、複数のガスの使用予定者のためにガス工事の申し込みがあり、それに伴って<u>延長工事</u>又は<u>入取替工事</u>を行う場合は、<u>(14)</u>の申し込みがあったものとして取り扱います。</p> <p><u>(17)</u> <u>(16)</u>の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第1-1の供給区域は別表第2-1、別表第1-2の供給区域は別表第2-2の当社の負担額の合計額を超えるときは・・・</p> <p>— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —</p> <p><u>(18)</u> 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。</p> <p>②・・・別表第1-2の地域は別表第2-2の当社の負担額・・・</p> <p>14. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p><u>(1)</u> 当社は、<u>13(3)</u>から<u>(9)</u>まで及び<u>(19)</u>の規定により・・・</p> <p><u>(2)</u> 当社は、<u>13(10)</u>から<u>(18)</u>までの規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（<u>13(6)</u>の整圧器を除きます。）の工事・・・</p> <p><u>(3)</u> 当社は、次の各号にかける事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく<u>13(3)</u>から<u>(19)</u>までの規定により・・・</p> <p><u>(4)</u> 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p>		<p>実施することができるときには、<u>その複数のお客さまと当社（導管部門）</u>が協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。</p> <p>変更 <u>(3)</u> <u>(2)</u>の場合、<u>当社（導管部門）</u>が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第1-1の供給区域は別表第2-1、別表第1-2の供給区域は別表第2-2別表第2の<u>当社（導管部門）</u>の負担額の合計額・・・</p> <p>変更 <u>(4)</u> <u>(2)</u>の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申し込みについて、<u>当社（導管部門）</u>が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。</p> <p>変更 <u>(5)</u> 複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い<u>本支管及び整圧器の新設・入取替工事</u>を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。</p> <p>変更 <u>(6)</u> <u>(5)</u>の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第1-1の地域は別表第2-1、別表第1-2の地域は別表第2-2の<u>当社（導管部門）</u>の負担額の合計額を超えるときは・・・</p> <p>変更 <u>(7)</u> 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って<u>本支管及び整圧器の新設・入取替工事</u>を行う場合は、<u>(5)</u>の申し込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>変更 <u>(8)</u> <u>(7)</u>の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第1-1の供給区域は別表第2-1、別表第1-2の供給区域は別表第2-2の<u>当社（導管部門）</u>の負担額の合計額を超えるときは・・・</p> <p>— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —</p> <p>変更 <u>(9)</u> <u>当社（導管部門）</u>は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。</p> <p>変更 ②・・・別表第1-2の地域は別表第2-2の<u>当社（導管部門）</u>の負担額・・・</p> <p>変更 15. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>変更 <u>(1)</u> <u>当社（導管部門）</u>は、<u>14-1</u>の規定により・・・</p> <p>変更 <u>(2)</u> <u>当社（導管部門）</u>は、<u>14-2</u>の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（<u>14-1(6)</u>の整圧器を除きます。）の工事・・・</p> <p>変更 <u>(3)</u> 当社は、次の各号にかける事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく<u>14-1(3)</u>から<u>(12)</u>、<u>14-2(1)</u>から<u>(9)</u>までの規定により・・・</p> <p>変更 <u>(4)</u> <u>当社（導管部門）</u>は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に<u>14-1</u>及び</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>(5) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に・・・</p> <p>1 8. 使用量の算定</p> <p>(1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。</p> <p>2 5. 保証金</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、<u>2年以内</u>といたします。</p> <p>3 3. <u>工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法</u> 工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>3 5. 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、次の各号にかかせる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。</p> <p>① 災害等その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>	<p>1 4 - 2の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。</p> <p>(5) 当社（導管部門）は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に・・・</p> <p>1 8. 使用量の算定</p> <p>当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は以下の通り、当社（導管部門）が算定いたします。</p> <p>(1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。</p> <p>また、8 なお書及び8 ①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>2 5. 保証金</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、<u>預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目まで</u>といたします。</p> <p>3 3. <u>料金以外の費用の支払方法</u> 料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>VI 供給</p> <p>3 5. 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が3 4の規定と相違する場合には当社（導管部門）の求めによりガスの注入を中止することがあります。</p> <p>(2) 次の事由のいずれかに該当する場合には、当社（導管部門）の求めによりガスの供給を制限又は中止することがあります。</p> <p>① 当社の注入ガス量が当社（導管部門）の通知する注入指示量と著しく乖離する場合</p> <p>② お客さまが44に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失われた場合</p>



供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>VII 保 安</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>(1) 内管及びガス栓等、1 3(1)(4)(6)及び4 2(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の…</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(11)に規定する内管及びガス栓について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>内容</p>	<p>ときは、当社および当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。</p> <p>VII 保 安</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>変更 (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3(10)の…</p> <p>変更 (2) 当社（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。</p> <p>変更 (3) 当社（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社（導管部門）は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>追加 (4) お客さまが当社（導管部門）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。</p> <p>40. 周知及び調査義務</p> <p>追加 (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>追加 (5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>41. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>追加 (7) 当社（導管部門）は、必要に応じてお客さまの3(10)の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。</p> <p>42. お客さまの責任</p> <p>追加 (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
<p>Ⅲ 工事及び検査</p> <p>一 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 一</p> <p>15. 供給施設等の検査</p> <p>(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。（2）において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。</p> <p>(2) お客さまは、内管、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（14）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。</p> <p>(3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。</p>		<p>③ 34（2）に規定する供給ガスに適合するものであること</p> <p>④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること</p> <p>⑤ 当社（導管部門）が認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>追加 （5）ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</p> <p>① ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと</p> <p>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること</p> <p>43. 供給施設等の検査</p> <p>変更 （1）お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。（2）（3）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。</p> <p>変更 （2）お客さまは、当社（導管部門）に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。</p> <p>追加 （3）お客さまは、当社に消費機器が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。</p> <p>変更 （4）当社は（1）及び（3）、当社（導管部門）は（2）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>変更 （5）お客さまは、当社が（1）及び（3）、当社（導管部門）が（2）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。</p>
<p>Ⅷ その他</p>		<p>Ⅷ その他</p> <p>追加 45. お客さまに関する情報の取扱い</p> <p>（1）当社は、当社（導管部門）に40（2）の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞</p>

供給約款	内容	ガス小売供給約款
	<p>付 則</p> <p>追加</p>	<p>なく提供いたします。</p> <p>(2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社(導管部門)から提供を受けます。</p> <p>3. この小売約款の揭示</p> <p>当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p>